

堺市教職員懲戒等審査会 審査概要

1 日時

令和4年12月22日（木曜）午後4時から午後5時15分

2 場所

堺市役所高層館10階 教育委員室

3 内容

（A校について）

案件	事案概要	答申結果
1	令和2年4月から令和4年10月までの間、「学校（園）徴収金マニュアル」等、各マニュアルに定められた事務処理について、校長としての責務を果たさず、勤務する学校の事務職員による横領等行為を見過ごした。	減給 10分の1 3月
2	令和4年4月から令和4年10月までの間、「学校（園）徴収金マニュアル」等、各マニュアルに定められた事務処理について、教頭としての責務を果たさず、勤務する学校の事務職員による横領等行為を見過ごした。	減給 10分の1 3月
3	令和2年4月から令和4年3月までの間、「学校（園）徴収金マニュアル」等、各マニュアルに定められた事務処理について、教頭としての責務を果たさず、勤務する学校の事務職員による横領等行為を見過ごした。	減給 10分の1 3月

（B校について）

案件	事案概要	答申結果
4	令和4年5月12日（木）、体育の授業時に、児童1名の行動がふざけていると感じ、右臀部を蹴った。	戒告
5	事案（4）発生時において体罰と認識しながら、教育委員会事務局への即時の報告を怠った。	戒告